



2014年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2015年1月25日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は1月25日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月5日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

1．試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（58歳）は、妻Bさん（55歳）との2人暮らしである。Aさんは、大学卒業後から現在の会社（X社）に勤務している。X社の定年は満60歳であるが、継続雇用制度を利用して65歳まで勤務することが可能である。先日、職場の同僚と特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げが話題になったこともあり、Aさんは、自分が何歳からどのくらいの年金額を受け取ることができるのか知りたいと思うようになった。また、60歳以後もX社に継続勤務した場合の公的年金の仕組みについても理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさん夫婦に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさん夫婦に関する資料 >

(1) Aさん（会社員）

生年月日 : 昭和31年4月3日

社会保険加入歴 : 全国健康保険協会管掌健康保険，厚生年金保険，雇用保険に加入中

公的年金加入歴 : 下記のとおり（65歳でX社を退職した場合の見込みを含む）

20歳	22歳	65歳
国民年金 任意未加入期間(36月)	厚生年金保険	
	288月	216月
	（平成15年3月以前の 平均標準報酬月額400,000円）	（平成15年4月以後の 平均標準報酬月額520,000円）

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日 : 昭和34年3月7日

公的年金加入歴 : 20歳からAさんと結婚するまでは、国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を納付。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入している。

妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、厚生年金保険からの老齢給付の概要について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リの中から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「老齢厚生年金の支給開始年齢は、原則として65歳です。ただし、厚生年金保険の被保険者期間が()以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方は、生年月日等に応じて65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金(以下、「年金」という)を受け取ることができる場合があります」

)「Aさんは、原則として()から年金を受け取ることができます。ただし、Aさんが()以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務する場合、年金額は、()との間で調整が行われます。具体的には()と基本月額との合計額が28万円(支給停止調整開始額、平成26年度価額)を超える場合、年金は、その一部または全部が支給停止となります」

語句群

イ．1カ月 ロ．6カ月 ハ．1年 ニ．61歳 ホ．62歳 ヘ．63歳
ト．算定基礎月額 チ．総報酬月額相当額 リ．平均標準報酬額

《問2》 仮に，Aさんが65歳でX社を退職した場合に，原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を，解答用紙の手順に従い，計算過程を示して求めなさい。なお，計算にあたっては《設例》および下記の〈資料〉を利用することとし，〔計算過程〕の端数処理は，解答用紙の指示に従うこと。

〈資料〉

老齢厚生年金の年金額（平成26年度価額，物価スライド特例措置による金額）

下記，老齢厚生年金の計算式の（ ） + （ ） + （ ）

老齢厚生年金の計算式

）報酬比例部分の額 = （ + ） × 1.031 × 物価スライド率（0.961）

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1,000}$ × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 × $\frac{5.769}{1,000}$ × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

）経過的加算額 = 1,676円 × 480月 × 物価スライド率（0.961）

昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満
の厚生年金保険の被保険者期間の月数
480月

- 772,800円 ×

）加給年金額 = 386,400円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問3》 Mさんは，仮にAさんが60歳で退職した場合の雇用保険や社会保険などからの給付等について説明した。Mさんの，Aさんに対する説明に関する次の記述 ~ について，適切なものには印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「退職後，Aさんは，公共職業安定所で求職の申込み等の所定の手続をすることにより，雇用保険から最大で60日分の基本手当を受け取ることができます」

「Aさんが老齢厚生年金の繰上げ支給を請求する場合は，その請求と同時に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求を行わなければなりません」

「退職後，Aさんは，全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができます。任意継続被保険者として全国健康保険協会管掌健康保険に加入することができる期間は，最長で3年間となります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（54歳）は、パートタイマーとして働く妻Bさん（50歳）との2人暮らしである。現在加入している生命保険の特約が近々更新を迎えるが、昨年、Aさん夫婦の子どもが社会人として独立したことから、生命保険の見直しを考えている。また、最近体調を崩すことが多くなったAさんは、公的医療保険の保障内容等についても理解を深めたいと思っている。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが現在加入している生命保険に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんが現在加入している生命保険に関する資料＞

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険（65歳払込満了）
契約年月 : 平成7年2月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
月払保険料（口座振替） : 2万8,970円

主契約および特約の内容	保障金額	払込・保険期間
終身保険	500万円	65歳・終身
定期保険特約	2,300万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
疾病入院特約（本人・妻型）	5日目から日額5,000円	10年
災害入院特約（本人・妻型）	5日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約	-	-
指定代理請求特約	-	-

妻Bさんの入院日額は、被保険者であるAさんの6割である。

平成17年2月に特約を更新している。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、現在加入している生命保険の特約の内容について説明した。
Mさんの、Aさんに対する説明に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、
不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「特定疾病保障定期保険特約は、がん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になった場合に特定疾病保険金を受け取ることができる特約ですが、特定疾病保険金を受け取ることなく保険期間中に死亡した場合は、同額の死亡保険金を受け取ることができます」

「傷害特約は、不慮の事故による傷害が原因で事故の日から所定の日数内に死亡したときに災害（死亡）保険金を受け取ることができる特約ですが、不慮の事故による傷害が原因で所定の障害状態に該当しても、給付金を受け取ることはできません」

「指定代理請求特約は、被保険者本人が事故や病気等で寝たきり状態となり意思表示ができないなどの特別な事情がある場合に、被保険者本人が受取人となる保険金等をあらかじめ指定された代理人が請求できる特約です」

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、公的医療保険の概要について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「仮に、Aさんが()に医療機関で受けた療養(食事療養および生活療養を除く)に係る一部負担金等の額が自己負担限度額(高額療養費算定基準額)を超えた場合、その超えた額は高額療養費として支給されます。なお、()未満の者が、事前に保険者から健康保険限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で当該認定証と被保険者証を提示すると、窓口での支払額は自己負担限度額までとなります」

)「仮に、Aさんが病気による療養のため、会社から給料の支払を受けずに3カ月間連続して休職することとなった場合、休業()目から傷病手当金を受け取ることができます。傷病手当金の額は、1日につき標準報酬日額の()に相当する額です」

語句群

イ．同一月	ロ．同一年	ハ．70歳	ニ．75歳	ホ．80歳	ヘ．4日
ト．10日	チ．30日	リ．3分の1	又．2分の1	ル．3分の2	

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直し等についてアドバイスをした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「現在加入している生命保険契約を払済保険に変更する場合、Aさんは改めて健康状態等についての告知または医師の診査を受ける必要があるため、健康状態によっては、払済保険に変更できない場合があります」

「仮に、Bさんが入院した場合、Aさんは入院給付金を受け取ることができますが、受け取った入院給付金は、Aさんの一時所得として所得税の課税対象となります」

「Aさんが、今後新たに別の生命保険に加入する場合、当該生命保険に係る保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち、保険会社等が告知を求めたもの（告知事項）について、Aさんは事実を告知する必要があります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

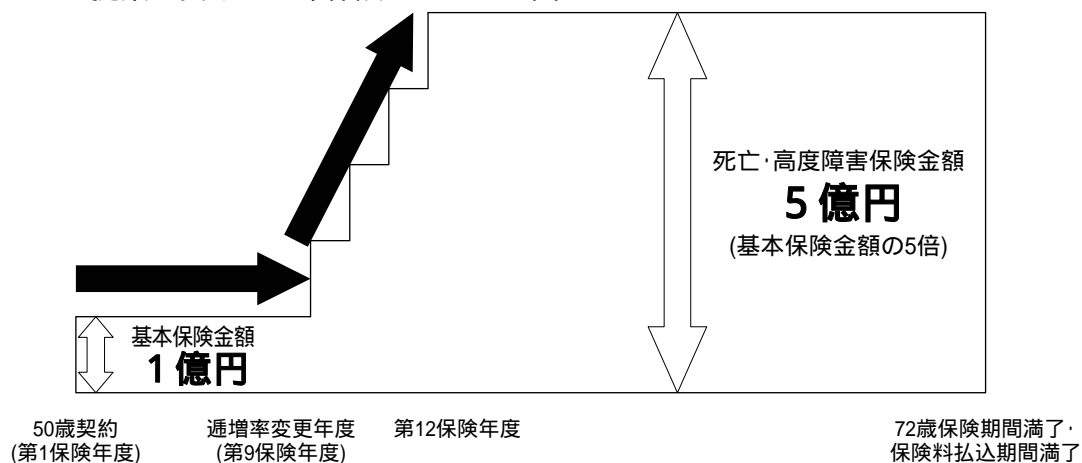
《設例》

Aさん（50歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。X社では、Aさんが死亡した場合の事業保障資金や役員退職金の準備を目的として、Aさんを被保険者とする生命保険への加入を検討している。そこで、生命保険会社の営業職員であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、下記の生命保険の提案を受けた。

< Aさんが提案を受けた生命保険の契約内容 >

保険の種類	無配当通増定期保険（特約付加なし）
契約予定年月	平成27年2月
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	72歳満了
基本保険金額	1億円
通増率変更年度	第9保険年度
年払保険料	846万円

< Aさんが提案を受けた生命保険のイメージ図 >



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に，Aさんが役員在任期間（勤続年数）21年11カ月でX社を退任し，X社が役員退職金として5,500万円を支給した場合，Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を，解答用紙の手順に従い，計算過程を示して求めなさい。 答 は万円単位とすること。なお，Aさんは，これ以外に退職手当等の収入はなく，障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 Aさんが提案を受けている生命保険に関する次の記述 ～ について，適切なものには印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

当該生命保険契約を中途解約した場合にX社が受け取る解約返戻金は，Aさんに支給する役員退職金の原資として活用することができるほか，X社の借入金の返済や設備投資の資金に充当することも可能である。

当該生命保険契約の死亡保険金受取人をX社ではなくAさんの遺族とした場合，X社が支払う保険料は，その全額を福利厚生費としてX社の損金の額に算入することができる。当該生命保険契約を契約期間の途中で払済保険に変更する場合，X社では，変更時点における解約返戻金相当額とそれまでに支払った保険料の総額との差額をX社の当該事業年度の益金の額または損金の額に算入することになる。

《問9》 X社では，将来Aさんに支給する役員退職金の原資として，提案を受けた生命保険の活用を検討している。提案を受けた生命保険を契約し，その後解約した場合のX社の経理処理（仕訳）について，下記の＜条件＞を基に，空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を，下記の 語句群 のイ～リのなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。

＜条件＞

- ・ X社が解約時まで支払った保険料の総額を8,460万円とする。
- ・ 解約時の解約返戻金の金額を7,500万円とする。
- ・ 上記以外の条件は考慮しないものとする。

＜ 逓増定期保険の解約返戻金受取時のX社の経理処理（仕訳） ＞

借 方		貸 方	
現金・預金	()万円	()	()万円
		雑収入	()万円

語句群

イ．3,000	ロ．3,270	ハ．4,230	ニ．4,500	ホ．7,500	ヘ．8,460
ト．前払保険料	チ．解約返戻金	リ．定期保険料			

《問10》 所得税における配偶者控除および配偶者特別控除の適用要件等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) 配偶者控除

原則として、納税者にその年の()現在で控除対象配偶者がいる場合、配偶者控除の適用を受けることができる。控除対象配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受けている者等を除く)のうち、合計所得金額が()以下である者をいう。

) 配偶者特別控除

納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受けている者等を除く)の合計所得金額が76万円未満で、控除対象配偶者に該当しない場合、配偶者特別控除の適用を受けることができる。ただし、所得税法上、納税者の合計所得金額が()を超える場合は、配偶者の合計所得金額にかかわらず、配偶者特別控除の適用を受けることができないとされている。

語句群

イ．1月1日	ロ．4月1日	ハ．12月31日	ニ．38万円	ホ．48万円
ヘ．58万円	ト．103万円	チ．141万円	リ．1,000万円	ヌ．2,000万円
ル．3,000万円				

《問11》 Aさんの平成26年分の所得税額の計算等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが平成26年中に解約した一時払変額個人年金保険(確定年金)は、保険期間の初日から5年超の解約であるため、解約返戻金は一時所得として総合課税の対象となる。母Cさんは、年齢65歳以上の公的年金受給者であり、かつ、Aさんと同居し、生計を一にしているため、Aさんは、母Cさんを老人扶養親族とする扶養控除(控除額58万円)の適用を受けることができる。

Aさんの「平成26年分 給与所得の源泉徴収票」において、「地震保険料の控除額」は3万円であるため、Aさんが平成26年分として支払った地震保険料の額は、6万円であることがわかる。

《問12》 Aさんの平成26年分の所得税の申告納税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は「」で示してある。

(a) 総所得金額	() 円
社会保険料控除	円
生命保険料控除	() 円
地震保険料控除	30,000円
配偶者控除	円
配偶者特別控除	円
扶養控除	円
基礎控除	() 円
(b) 所得控除の額の合計額	2,201,000円
(c) 課税総所得金額 (a - b)	円
(d) 算出税額 (c に対する税額)	() 円
(e) 復興特別所得税額 (d × 2.1%)	円
(f) 源泉徴収税額	1,223,100円
(g) 申告納税額 (d + e - f)	円

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下		
~ 195	5 %	-
195 ~ 330	10%	9万7,500円
330 ~ 695	20%	42万7,500円
695 ~ 900	23%	63万6,000円
900 ~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800 ~	40%	279万6,000円

< 資料 > 所得税における生命保険料控除額(平成23年12月31日以前に締結した保険契約)

年間支払保険料	生命保険料控除額
2万5,000円以下	支払保険料の全額
2万5,000円超 5万円以下	支払保険料 × $\frac{1}{2}$ + 1万2,500円
5万円超 10万円以下	支払保険料 × $\frac{1}{4}$ + 2万5,000円
10万円超	5万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

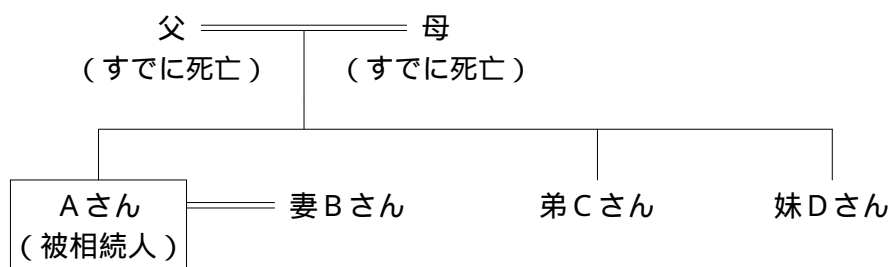
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、平成26年12月20日に69歳で病気により死亡した。Aさん夫婦に子はなく、妻Bさん（66歳）との2人暮らしであった。Aさんは平成26年6月に自宅の敷地および建物を妻Bさんに贈与しており、妻Bさんはこの贈与について「贈与税の配偶者控除」の適用を受ける予定であったが、同年中にAさんが死亡したため、その適用を受けられるか心配している。なお、Aさんは自筆証書遺言を作成していた。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

< Aさんの親族関係図 >



< 平成26年6月に妻Bさんが受けた贈与の内容 >

自宅敷地（180㎡）： 1,800万円（贈与時の相続税評価額）

自宅建物： 500万円（贈与時の相続税評価額）

上記以外に妻Bさんが、Aさんから過去において受けた贈与はない。

上記の贈与に関し、妻Bさんは、控除限度額まで「贈与税の配偶者控除」の適用を受けたいと考えている。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 妻Bさんが適用を希望している「贈与税の配偶者控除」の適用要件等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) 贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が()以上である配偶者からの居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与について、所定の要件を満たすことにより、それらの財産に係る贈与税の課税価格から一定額までを控除することができる制度である。婚姻期間が()以上であるかどうかは、婚姻の届出があった日から()までの期間により計算する。

) 贈与税の配偶者控除の適用要件を満たすことにより、その年に他の贈与がなければ、贈与税の基礎控除額を含めて最高()までは贈与税を負担することなく、夫婦間において居住用財産を贈与することができる。

なお、相続税法上、相続または遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前()以内に当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した場合は、原則として、当該贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加え、相続税額を計算することとなるが、贈与税の配偶者控除の適用により控除された部分の金額は、相続税の課税価格への加算対象からは除外される。

語句群

イ．3年	ロ．5年	ハ．10年	ニ．15年	ホ．20年
ヘ．贈与年の1月1日	ト．贈与の日	チ．贈与年の12月31日		
リ．1,000万円	ヌ．1,110万円	ル．2,000万円	ヲ．2,110万円	

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが残した自筆証書遺言は、遺言者であるAさんが、その全文、日付および氏名を自書・押印して作成する遺言書であり、その作成にあたっては、証人2人以上の立会いが必要となる。

Aさんが残した自筆証書遺言を妻Bさんが保管していた場合、妻Bさんは、Aさんの相続開始後、遅滞なく家庭裁判所に当該遺言書を提出して、その検認を請求しなければならない。

仮に、妻BさんがAさんの財産のすべてを相続する場合、弟Cさんおよび妹Dさんの遺留分を侵害することになるため、妻Bさんは、遺留分の減殺請求権を行使される可能性がある。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が2億円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は「」で示してある。

(a) 課税価格の合計額		万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		万円
課税遺産総額 (a - b)		2億円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん	(<input type="text"/>)	万円
弟 C さん		万円
妹 D さん	(<input type="text"/>)	万円
相続税の総額	(<input type="text"/>)	万円

< 資料 > 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
~	1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 30,000	40%	1,700万円
30,000	~	50%	4,700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

2014年度1月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・ 2級 実技試験 生保顧客資産相談業務 (2015年1月25日実施)

配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、3月5日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 50点満点で30点以上

【第1問】《問1》

答

記号	ハ	ホ	チ

《問2》

〔計算過程〕

1. 報酬比例部分の額 (円未満四捨五入)

$$\{(400,000 \text{ 円} \times \frac{7.5}{1,000} \times 288 \text{ 月}) + (520,000 \text{ 円} \times \frac{5.769}{1,000} \times 216 \text{ 月})\} \times 1.031 \times 0.961 = 1,498,050 \text{ 円}$$

2. 経過的加算額 (円未満四捨五入)

$$(1,676 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} \times 0.961) - (772,800 \text{ 円} \times \frac{444 \text{ 月}}{480 \text{ 月}}) = 58,265 \text{ 円}$$

3. 基本年金額 (50円未満切捨て, 50円以上100円未満切上げ)

$$1,498,050 \text{ 円} + 58,265 \text{ 円} = 1,556,315 \text{ 円} \quad 1,556,300 \text{ 円}$$

4. 加給年金額

Aさんの場合, 加給年金額は加算「される」

5. 老齢厚生年金の年金額

$$1,556,300 \text{ 円} + 386,400 \text{ 円} = 1,942,700 \text{ 円}$$

答 1,942,700 (円)

《問3》

答

×判定	×		×

【第2問】

《問4》

答

×判定		×	

《問5》

答

記号	イ	ハ	へ	ル

《問6》

答

×判定	×	×	

【第3問】

《問7》

1. 退職所得控除額

$$800 \text{ 万円} + \{70 \text{ 万円} \times (22 \text{ 年} - 20 \text{ 年})\} = 940 \text{ 万円}$$

2. 退職所得の金額

$$(5,500 \text{ 万円} - 940 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} = 2,280 \text{ 万円}$$

答 2,280 (万円)

《問8》

答

×判定		×	×

《問9》

答

記号	ホ	ト	ハ	口

【第4問】

《問10》

答

記号	ハ	ニ	リ

《問 11》

答

×判定		×	×

《問 12》

答 10,380,000(円) 99,000(円) 380,000(円) 1,245,170(円)

【第 5 問】

《問 13》

答

記号	ホ	ト	ヲ	イ

《問 14》

答

×判定	×		×

《問 15》

答 4,300(万円) 325(万円) 4,950(万円)